

鳥取県保健医療福祉対策統合本部実施要領

令和6年8月

鳥取県福祉保健部

＜目 次＞

第1章 県内の大規模災害における対応	1
第1節 保健医療の総合調整	1
第1 基本的な考え方等	1
1 基本的な考え方	1
2 定義	1
第2節 統合本部	3
第1 統合本部の概要	3
1 主な役割	3
2 体制	3
第2 統合本部の運営	6
1 事務局の立ち上げと終了	6
2 各種対応班等の立ち上げ	6
3 運営の基本原則	6
第3 各種対応班等の活動	7
1 災害医療コーディネーター	7
2 災害福祉コーディネーター	7
3 総務班	8
4 医療班	9
5 福祉班	9
第3節 保健医療福祉対策支部	11
第1 保健医療福祉対策支部	11
1 主な役割	11
2 体制	11
3 運営	12
4 関係機関との連携	12
5 情報の収集と伝達	13
第2章 平時の対応	14
第1節 県の対応	14
第1 関係機関による情報共有等	14
第2 訓練・研修	14
第3 保健所	14

第1章 県内の大規模災害における対応

第1節 保健医療福祉の総合調整

第1 基本的な考え方等

1 基本的な考え方

県内で大規模な災害等が発生し、県内の災害派遣福祉チーム（DWA T）、災害派遣医療チーム（DMA T）等の保健医療福祉活動チームだけでは対応しきれない等の場合に、鳥取県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）の下、本庁に鳥取県保健医療福祉対策統合本部（以下「統合本部」という。）を設置し、各保健所に設置する保健医療福祉対策支部等と連携し、保健医療福祉活動に関する総合調整を行う。

統合本部は、県災対本部と密に情報を共有し連携を図るとともに、国（現地対策本部を含む。）、他都道府県、全国団体、自衛隊及び県内関係団体等（以下「関係機関」という。）と密に情報共有を図り、関係機関との連携、調整、他地域からの保健医療福祉活動チームの受援調整等も含めた総合調整を担うものとする。

なお、統合本部の設置に至らない規模の災害等の場合は、鳥取県地域防災計画に定める保健医療福祉対策本部及び保健医療福祉対策支部を設置して対応することとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

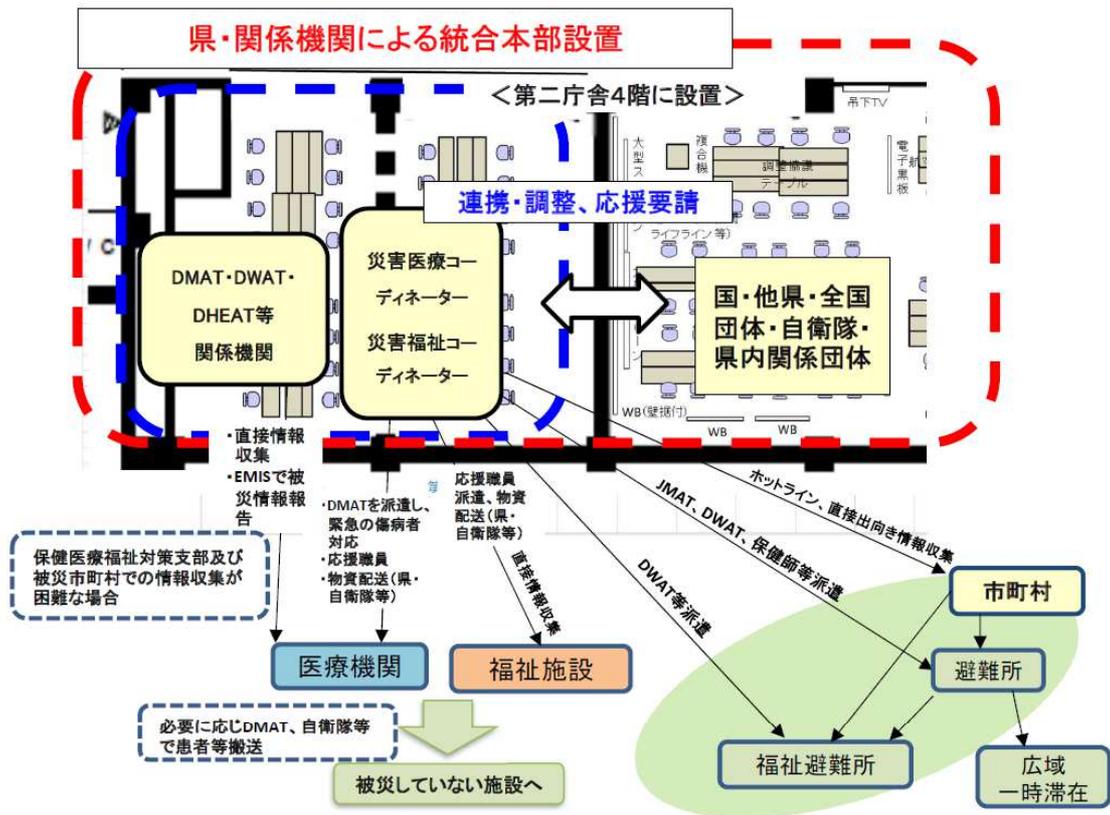
(1) 保健医療福祉活動チーム

災害派遣医療チーム（DMA T）、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMA T）、日本災害歯科支援チーム（JDA T）、薬剤師チーム、看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（J RAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム、災害派遣福祉チーム（DWA T）をいう。

(2) DHEAT

被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部及び保健所（保健所支援としての市町村支援を含む。）における指揮調整（マネジメント）機能の支援を行う災害時健康危機管理支援チームをいう。

【図1】鳥取県保健医療福祉対策統合本部のイメージ



- ・ 医療機関・福祉施設の被災状況の把握
- ・ 医療サービスの提供確保
- ・ 福祉サービスの提供確保
- ・ 被災者の健康管理、感染症対策
- ・ 国、他県、全国団体等からの受援と分担して、県内への派遣、物資配送等を調整(統合本部設置)

第2節 統合本部

第1 統合本部の概要

県内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、県災対本部が設置された場合等で、県内の保健医療福祉活動チームだけでは対応しきれない等の場合には、県災対本部と調整の上、統合本部を設置する。（設置者：福祉保健部長）

1 主な役割

統合本部は、迅速かつ的確な保健医療福祉活動の実施を図るため、県内の保健医療福祉活動に関する総合調整を行う。

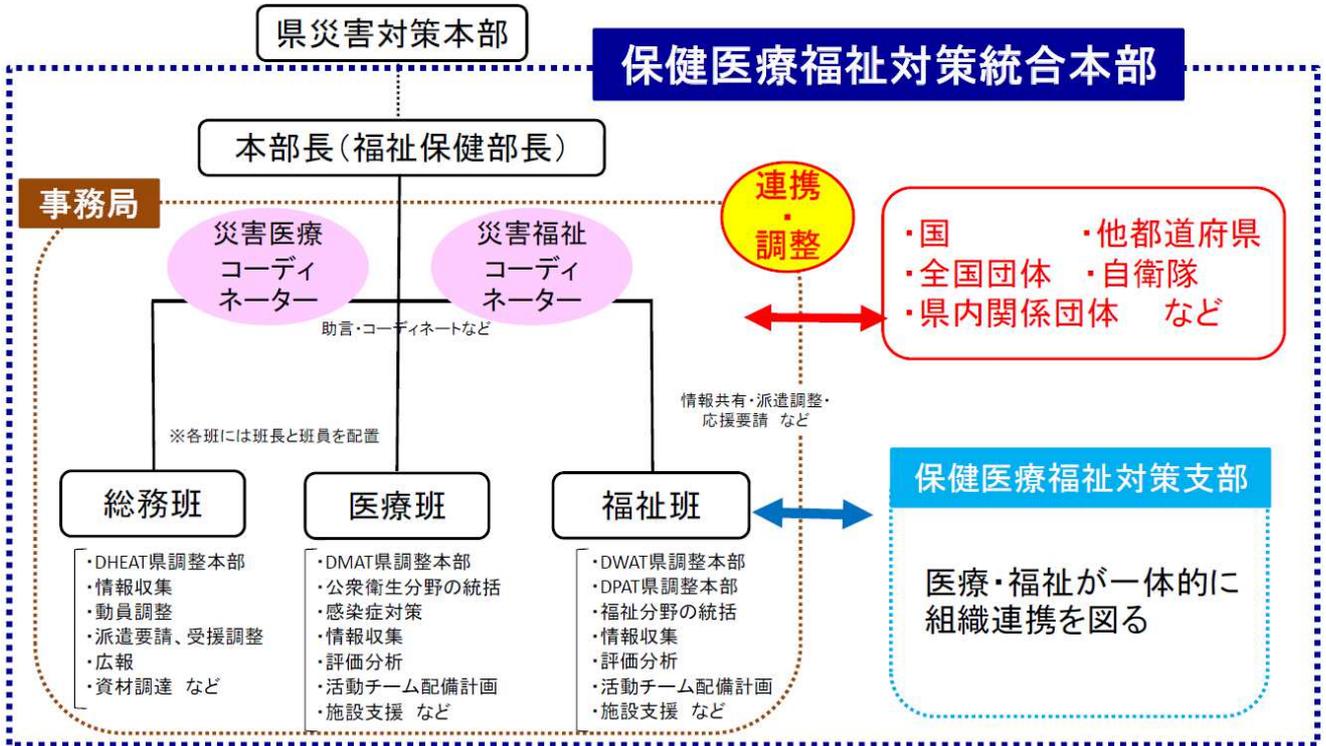
本県の災害時保健医療福祉活動に関する情報は、統合本部に集約させ、原則として同本部が一元的に担うものとする。

- ・ 県内の保健医療福祉体制だけでは対応しきれないと判断した場合、関係法令、関係協定等に基づき、国、都道府県等に対し、速やかに保健医療福祉活動チームの応援派遣を要請する。
- ・ 各保健医療福祉活動チーム等より報告された被災状況、保健医療福祉ニーズ及び保健医療福祉活動チーム等の活動内容について、関係機関と情報共有し、保健医療福祉活動の総合調整に活用するとともに、被災等の状況に応じて、直接、医療機関及び福祉施設等の情報収集を行う。
- ・ 医療機関及び福祉施設等の被災状況に応じた物資輸送や応援職員の派遣調整、DMAT等と連携した他施設への搬送の調整等、またそれらが県内で賄えない場合の関係機関との調整を行う。
- ・ 関係機関と緊密な情報連携を行うとともに、必要な助言その他の支援を求める。

2 体制

- ・ 統合本部の組織体制については、図2を参照のこと。
- ・ 統合本部事務局の担当業務等の概要については、図3を参照のこと。
- ・ 統合本部事務局職員は、福祉保健部各所属職員及び他部局からの応援職員で構成し、本部運営が長期間に及ぶ場合にも交代制等で対応できる人員体制を確保する。
- ・ 本部長が参集できない場合には、本部に参集している職員のうち、最も上位の役職者が代理する（複数いる場合は、建制順とする）。
- ・ 統合本部では、必要に応じて、災害医療コーディネーター及び災害福祉コーディネーターの同席のもと、方針決定等の協議、本部内の連絡を行うための本部会議を開催する。
- ・ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）が統合本部の応援に入る場合は、統合本部事務局における情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう実務のサポートを行う。

【図2】統合本部の組織体制



保健医療福祉対策支部及び被災市町村での
情報収集が困難な場合は統合本部が直接情報
を収集

医療機関 及び 福祉施設等

【図3】統合本部事務局の担当業務等の概要

組織	担当所属・機関等	主な担当業務
本部長	福祉保健部長	統合本部の統括
災害医療コーディネーター	各災害医療関係機関の長から推薦され、県が登録した者 (所管：医療政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療に関する専門的科学的知見に基づく分析と統合本部に対する企画・提案等の進言、情報共有 ・医療ニーズを把握し、医療救護班等の派遣要請や派遣申出受入などのコーディネート
災害福祉コーディネーター	ささえあい福祉局長、同副局長、障がい福祉課長、長寿社会課長	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉班の各担当の活動に係る総合調整 ・福祉ニーズの把握・分析 ・関係機関への派遣要請や派遣申出受入などのコーディネート
総務班	福祉保健課 【班長】福祉保健課長	<ul style="list-style-type: none"> ・部内動員調整、他部局への応援要請 ・関係機関からの応援の受入れに係る総合調整 ・要員資源の配分、管理 ・資材、支援物資の調達、配分、輸送及び管理
DHEAT県調整本部	福祉保健課 【本部長】福祉保健課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動する全てのDHEATの指揮及び調整
医療班	医療政策課、健康政策課、医療・保健課、感染症対策センター 【班長】医療政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地への班員派遣による直接的な情報収集 ・集約された情報の分析と、必要な対策の企画・立案 ・医療救護班、DMAT等の配置計画の作成、派遣調整、受援体制の整備 ・医療機関の被災状況に応じた物資輸送や応援職員の派遣調整、他施設への搬送調整 ・DMAT、消防機関、医療機関、市町村等と連携した、広域的な傷病者の搬送調整
DMAT県調整本部	医療政策課 【本部長】統括DMAT登録者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動する全てのDMATの指揮及び調整 ・各DMAT活動本部の指揮及び調整 ・その他、災害医療に関する助言 ・ドクターヘリによる空路搬送の統括
福祉班	長寿社会課、福祉保健課、孤独・孤立対策課、障がい福祉課、福祉監査指導課、家庭支援課、子ども発達支援課 【班長】長寿社会課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地への班員派遣による直接的な情報収集 ・集約された情報の分析と、必要な対策の企画・立案 ・DWAT、DPAT等の配置計画の作成、派遣調整、受援体制の整備 ・福祉施設の被災状況に応じた物資輸送や応援職員の派遣調整、他施設への搬送調整 ・DWAT、DPAT、市町村等と連携した、広域的な要配慮者の搬送調整
DWAT県調整本部	福祉保健課 【本部長】福祉保健課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動する全てのDWATの指揮及び調整
DPAT県調整本部	障がい福祉課 【本部長】障がい福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動する全てのDPATの指揮及び調整

第2 統合本部の運営

1 事務局の立ち上げと終了

- ・福祉保健課は、福祉保健部長による統合本部設置の決定を受け事務局を速やかに設置する。また、事務局運営については、部内各課職員で行い、必要に応じて人事企画課を通じて他部局への動員を依頼する。
- ・原則、統合本部事務局は県庁第二庁舎4階に設置する。
- ・図3のとおり、福祉保健部の職員が事務局の各班長となり立ち上げ作業を行う。動員職員が到着次第、速やかに立ち上げ作業に加わる。
- ・福祉保健課は、統合本部が設置された場合は、速やかに保健医療福祉対策支部及び関係市町村に連絡する。
- ・原則として、医療機関での通常診療が可能になるなど、全ての保健医療福祉活動チームの活動が終了し、災害時対応が概ね収束した時点で、統合本部は活動を終了する。

2 各種対応班等の立ち上げ

- ・各種対応班等を担当する者は、本部等に参集後、直ちに関係者及び各保健医療福祉活動チーム等の責任者と連絡を取り、各種対応班等を立ち上げる。

3 運営の基本原則

(1) 情報収集

- ・県内の医療機関及び福祉施設については、保健医療福祉対策支部及び被災市町村での情報収集が困難な場合は、速やかにその被災状況等の情報を統合本部が直接収集する。
- ・DMA T等が収集した情報も速やかに統合本部において共有を図る。
- ・統合本部から保健医療福祉対策支部や市町村等に他部局とも連携してリエゾンを派遣するなど、統合本部、保健医療福祉対策支部及び関係機関等の情報共有を密にする。
- ・EMIS等のシステムにより収集が可能な場合はそれによるものとし、被災により通信手段が絶たれた施設については、必要に応じて、福祉保健部関係課が保管する非常用通信設備を当該施設に届ける等により対応する。
- ・統合本部が入手した情報のうち、避難所情報、在宅避難者情報等については、速やかに県災対本部に報告、伝達するものとする。

(2) 職員体制

- ・統合本部の立ち上げ後、速やかに、福祉保健部内の各課職員を統合本部の本部員として招集する。
- ・併せて、速やかに、総務部を通じて他部局に応援を要請する。
- ・保健医療福祉対策支部で支部員が不足すると想定される場合も、同様に他部局に応援を要請する。

(3) 応援要請、受援要請

- ・次のアからウの状況となる場合は、できるだけ早期に、関係機関に応援要請する。
 - ア 県内の医療機関及び福祉施設の物資や職員が不足し、応援が必要となる場合
 - イ 統合本部の要員が県庁内で不足する場合
 - ウ 保健医療福祉対策支部の要員が県庁内で不足する場合

第3 各種対応班等の活動

各活動の具体的な内容及び詳細な運用等は「鳥取県地域防災計画」並びに保健医療福祉活動チームごとに定める要綱等及び各課で定めるマニュアル等によることとし、本要領においては、統合本部等との関係で必要な事項を記載する。

1 災害医療コーディネーター（医療政策課）

- ・超急性期のDMA Tの活動を引継ぎ医療救護班等の派遣調整を行うため、災害発生後早期に、統合本部（医療救護対策本部）のもとに、各災害医療関係機関の長から推薦され、県が登録した「災害医療コーディネーター」を招集し、福祉保健部健康医療局長を調整役とする「災害医療コーディネートチーム」を設置する。
- ・災害医療が中断なく、偏在なく、効果的に提供されるよう、災害医療に関する情報を、専門的科学的知見に基づき分析し、医療救護対策本部に対して企画・提案等の進言を行うほか、関係機関との調整を行う。
- ・発災後の超急性期にはDMA T県調整本部とも連携し、情報の交換・共有を行う。
- ・各班等が収集した情報を基に医療ニーズを把握し、医療救護班等の派遣元医療機関等への派遣要請や派遣申出受入などのコーディネート機能を担う。
- ・その他具体的な業務内容等については、「鳥取県災害医療活動指針」による。

2 災害福祉コーディネーター（ささえあい福祉局）

(1) 主な役割

- ・主に福祉班が収集した情報を基にした福祉ニーズの把握・分析
- ・関係機関への派遣要請や派遣申出受入などのコーディネート
- ・福祉班の各担当の活動に係る総合調整、各担当への必要な人員の投入
- ・他の保健医療福祉活動チーム等との連携、総合調整及び必要に応じた助言
- ・統合本部内での情報共有及び各種調整

(2) 体制

- ・災害福祉コーディネーターは、ささえあい福祉局長、同副局長、障がい福祉課長及び長寿社会課長が担い、統合本部に設置する。
- ・統合本部の設置が長期に及ぶ場合は、統合本部に常駐する災害福祉コーディネーターをローテーションとするなど、体制の維持を図る。

- ・災害福祉コーディネーターは、福祉班の実質的な差配役となる。
- ・必要に応じて保健医療福祉対策支部の会議等に参画し、総合調整や助言等を行う。

3 総務班（班長：福祉保健課長）

- ・事務局の必要人数等を把握し、部内動員調整、他部局への応援要請等を行う。
- ・関係機関に情報提供を行い、受援の総合窓口として関係機関からの応援の受け入れ調整を行う。
- ・医療班、福祉班と連携し、外部からの応援と合わせて要員資源の配分、管理を行う。
- ・関係機関との情報共有、方針決定等の協議、統合本部内の連絡等を行うための本部会議を開催する。
- ・活動に必要な資材、支援物資の調達、配分、輸送及び管理等を行う。
- ・災害ボランティアの募集等に関する情報の収集、提供等の連絡調整を行う。
- ・県内で活動する全てのDHEATを統括する。（DHEAT県調整本部）

【DHEAT県調整本部】

DHEAT県調整本部は、福祉保健課長の指揮下で、大規模災害発生直後から必要な期間、県内で活動する全てのDHEATを統括する。

(1) 主な役割

- ・保健所の被災状況及び稼働体制の把握
- ・被災地域におけるDHEATの派遣調整
- ・他都道府県、厚生労働省等へのDHEAT派遣要請
- ・統合本部内での情報共有及び各種調整

(2) 体制及び主な業務内容等

- ・DHEAT県調整本部の責任者は福祉保健課長とし、事務局には、福祉保健課の職員及び動員職員を配置する。
- ・保健医療福祉対策支部等と、リエゾン派遣等も含めて連絡を取り、各所の被災状況や稼働体制等を確認する。その際、保健医療福祉対策支部等とも調整の上、必要となる派遣チーム数、日数、メンバーの職種及び大まかな業務内容等を整理する。
- ・把握した保健医療福祉に関する被災地の状況等をもとに、速やかに、他の都道府県等に対し、DHEATの派遣要請を行う。
- ・DHEATは、まずは統合本部及び保健医療福祉対策支部等に配置し、要請するチーム数については不足状況等に応じて増減する。
- ・派遣元窓口を通じて連絡先等を確保した上で、派遣チームの配置先を検討し、配置先の決定後、配置先にチームの概要、派遣スケジュール等を伝え、受け入れ体制を確認する。
- ・派遣チームに対する現地の状況等に係るオリエンテーションを行い、オリエンテーション実施後は、速やかに現地に移動できるよう調整する。

- ・保健医療福祉対策支部や派遣したDHEATから情報収集し、追加派遣の必要性や派遣期間の延長・短縮を検討する。

4 医療班（班長：医療政策課長）

主に以下の活動を行うものとし、詳細は「鳥取県災害医療活動指針」及び「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」等による。

- ・市町村や医療機関等からの報告を待つことなく能動的に情報を収集するとともに、市町村、医療機関等からの報告等も集約し、医療機関の被災状況、傷病者の受入可能状況等を把握する。
- ・集約された情報を分析し、必要な対策を企画・立案する。
- ・医療救護班及びDMAT等の配置計画の作成、派遣調整、受援体制の整備を行う。
- ・医療機関の被災状況に応じた物資輸送や応援職員の派遣調整、他施設への搬送調整を行う。
- ・DMAT、消防機関、医療機関及び市町村等と連携し、広域的な傷病者搬送を調整し実施する。
- ・本県医療救護班、他都道府県医療救護班及びその他の救護班の派遣、受け入れ等の全体調整を行う。（医療救護対策本部）
- ・県内で活動する全てのDMATを統括する。（DMAT県調整本部）

5 福祉班（班長：長寿社会課長）

主に以下の活動を行うものとする。

- ・市町村や福祉施設等からの報告を待つことなく能動的に情報を収集するとともに、市町村及び福祉施設等からの報告等も集約し、福祉施設の被災状況等を把握する。
- ・集約された情報を分析し、必要な対策を企画・立案する。
- ・DWA T及びDPAT等の配置計画の作成、派遣調整、受援体制の整備を行う。
- ・福祉施設の被災状況に応じた物資輸送や応援職員の派遣調整、他施設への搬送調整を行う。
- ・DWA T、DPAT及び市町村等と連携し、広域的な要配慮者の搬送を調整し実施する。
- ・県内で活動する全てのDWA T及びDPATを統括する。（DWA T県調整本部、DPAT県調整本部）

【DWA T県調整本部】

DWA T県調整本部は、福祉保健課長の指揮下で、県内で活動する全てのDWA T等を統括する。統合本部から派遣要請があった場合、速やかに鳥取県災害福祉支援センターにDWA Tの派遣要請を行う。

(1) 主な役割

- ・被害状況や福祉ニーズ等に係る情報収集

- ・DWA Tチームの派遣要否、派遣先等の検討
- ・他都道府県、厚生労働省等へのDWA T派遣要請
- ・DWA Tチームの活動計画の調整、作成、共有

(2) 体制及び主な業務内容等

- ・DWA T県調整本部の責任者は、福祉保健課長とする。
- ・統合本部等からの派遣要請に備え、鳥取県災害福祉支援センターと情報共有を図る。
- ・被害の規模や避難所の設置状況、福祉的ニーズ、災害時要配慮者に対する支援の実施状況、物資提供の状況等について情報収集を行う。
- ・収集した情報をもとに、必要に応じて被災市町村等とも連絡・調整の上、DWA Tチームの派遣の要否について検討を行う。また、広域的な調整が必要となる場合は、他都道府県、厚生労働省等へのDWA T派遣要請を行う。
- ・DWA Tチームの派遣の必要性が認められた場合、把握した情報等をもとに、派遣対象となる避難所を整理し、各DWA Tチームの派遣可能期間等を把握した上で、派遣に向けた調整を行う。
- ・派遣回数や派遣先、活動内容等に関する計画を立て、関係機関間で共有する。
- ・DWA Tチームの活動期間中、チームに対する必要な情報及び物資の提供、統合本部との調整その他の後方支援を行う。

【DPA T県調整本部】

DPA T県調整本部は、統合本部の指揮下に置かれ、県内で活動するすべてのDPA Tの指揮・調整、厚生労働省及びDPA T事務局等との情報共有等を統括する。

(1) 主な役割

- ・県外DPA Tの派遣要請、受け入れ、配置調整
- ・必要に応じたDPA T活動拠点本部（保健所圏域、市町村等）の設置、主な活動内容の指示
- ・県内で活動する全てのDPA Tの指揮・調整とロジスティクス（資源と情報の管理）
- ・県内の精神保健医療に関する被災情報の収集（精神科医療機関の被災状況等）
- ・厚生労働省及びDPA T事務局との情報共有等
- ・DPA T活動の終結等の判断

(2) 体制

- ・DPA T県調整本部は障がい福祉課長が本部長として指揮する。
- ・DPA T県調整本部は、DPA T統括者（精神保健福祉センター所長）、障がい福祉課職員（精神保健担当）等がその機能を担い、関係機関、関係団体と初動から連携を行う。

第3節 保健医療福祉対策支部

第1 保健医療福祉対策支部

統合本部が設置され、本部長が必要と認めるときには、各保健所に保健医療福祉対策支部を設置し、東部圏域については、「鳥取市災害医療活動指針」に基づき設置される「鳥取市医療対策部」と統合本部等が連携して対応する。

保健医療福祉対策支部において対応が困難な状況においては、統合本部からの派遣職員等が圏域の市町村とも連携しながら、情報収集、連絡調整等を行う。

1 主な役割

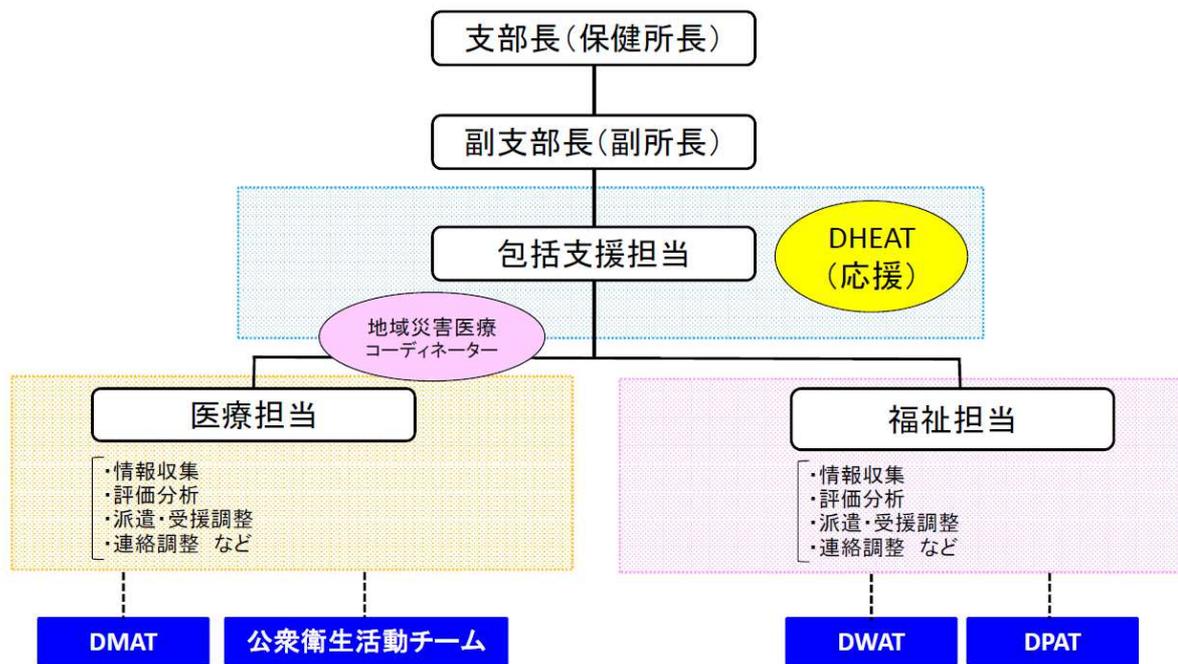
保健医療福祉対策支部は、迅速かつ的確な保健医療福祉活動の実施を図り、所管区域において、適切な保健医療福祉を確保し、二次的な健康被害を防ぐため、統合本部と連携して、管内の保健医療福祉活動に関する総合調整を行う。

- ・保健医療福祉活動に関する情報の収集・提供・整理・分析
- ・保健医療福祉活動チームの受入れ・派遣調整・情報連携
- ・収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ、保健医療福祉活動チームの活動状況等の整理及び分析並びに統合本部への報告
- ・災害医療関係機関との連絡調整（管内市町村、災害拠点病院、災害協力病院、各医師会等との連絡調整を含む。）
- ・その他保健医療福祉活動に係る総合的な調整に関する必要な事項 等

2 体制

- ・支部長は、保健所長をもって充てる。
- ・副支部長は、副所長をもって充て、支部長に事故あるときはその職務を代理する。
- ・体制及び事務局内の役割分担については、例として図4を参考のこと。
- ・必要に応じて、災害医療コーディネーター等の派遣を統合本部に要請する。
- ・災害医療コーディネーター等は、災害発生時における県の保健医療活動全般について支部長を補佐し、必要な助言を行うものとする。
- ・必要に応じて、保健医療福祉活動チームの派遣を統合本部に要請する。DHEATが派遣された場合は、当該DHEATは、保健医療福祉対策支部のマネジメント及び実務のサポートを行う。
- ・保健医療福祉活動チームの支援を受けるにあたり、保健医療福祉対策支部の事務局には受援担当を配置する等、受入れの体制を整える。

【図4】保健医療福祉対策支部 体制例



3 運営

- ・各保健所健康支援総務課は、保健医療福祉対策支部設置の決定を受け速やかに支部を設置する。また、速やかに、所内各課及び県民福祉局関係課の職員を支部員として招集する。
- ・鳥取県災害医療活動指針等に基づく管内の医療救護活動全体の対策や、管内の市町村、病院、福祉施設等からの支援要請への対応を立案し、医療救護施設や避難所等への保健医療福祉活動チームの派遣調整を行う。
- ・対応の立案に関しては、保健医療福祉対策支部で利用可能な資源を適切に把握し、地域災害医療コーディネーターや応援DHEAT等のアドバイスを受け、支援内容を検討する。
- ・DHEATが派遣された場合は、オリエンテーションを行い、活動方針、派遣目的、支援のゴール等を共有するとともに、業務内容や役割分担を調整する。また、復旧の状況や課題の変化に応じ、DHEATも交えて業務内容等の再検討を行う。

4 関係機関との連携

情報収集及び保健医療福祉活動チームの派遣に関しては、関係機関との連携・役割分担が特に重要となる。災害発生初期段階から保健医療福祉活動チーム等と密接に情報共有等を行い、効果的な支援を行うことができるよう連携する。

5 情報の収集と伝達

保健医療福祉対策支部においては、様々な情報が必要となるため、情報連絡員を県災対本部地方支部に常駐させるなどにより、速やかな情報収集に努める。

(1) 医療機関及び福祉施設等の被災状況等の収集

- ・医療機関及び福祉施設等の被災状況等については、各施設や保健医療福祉活動チームからの報告、各種通信設備等により把握するほか、状況に応じて、職員を派遣して情報収集する。
- ・医療機関の被災情報（建物情報、患者受入可否、転送患者の有無、医療支援の有無、ライフラインの状況等）は、原則としてE M I Sにより把握し、インターネット回線の不通等によりE M I Sが使用できない場合は、衛星携帯電話等により回線の確保に努める。
- ・保健医療福祉対策支部は、E M I Sが使用できない医療機関があるときは、その医療機関に代わって収集した情報を入力するものとする。
- ・E M I Sを持たない機関は、保健医療福祉活動チームの支援要請や医薬品等の確保要請を、電話、F A X、衛星携帯電話、又は防災行政無線網等のうち使用可能な手段を用いて行う。
- ・衛星携帯電話、衛星データ通信等の非常用通信設備が未設置等により情報収集が困難な医療機関及び福祉施設等については、統合本部と調整の上、福祉保健部関係課が保管する非常用通信設備を届ける等により対応する。

(2) 情報の伝達

- ・統合本部は、災害救護活動に必要となる医療救護関連情報について、県災対本部から入手した場合は、速やかに保健医療福祉対策支部に伝達するものとする。
- ・保健医療福祉対策支部は、関係機関や保健医療福祉活動チーム等に対し、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療福祉活動チーム間の適切な引継ぎに資するよう、保健医療福祉活動チームから報告を受けた情報の伝達を行う。

第2章 平時の対応

第1節 県の対応

第1 関係機関による情報共有等

県は、平時における災害時保健医療福祉体制に関する情報共有などを行うため、統合型医療福祉災害対策会議を開催する。

また、災害時の情報収集や連絡を円滑に実施し、被災者の迅速な支援につなげるため、以下のとおり取り組む。

- ・災害時に統合本部から被災状況等を聞き取りする際に必要となる施設等の複数の連絡先を事前に登録する。
- ・被災施設が支援が必要な際に支援を円滑に求めることができるよう、統合本部の連絡先を医療機関、福祉施設等関係機関と平時から十分に周知・共有する。
- ・統合本部を中心とした保健医療福祉活動に必要な効率的な情報共有のあり方について、各種システムの活用等も含め、検討する。
- ・福祉サービスに係る災害時の課題等について事例及び対応例の情報共有を図るなど、検討を進める。

第2 訓練・研修

県は、保健医療福祉対策支部及び関係機関との連携を強化するための訓練・研修を行う。

第3 保健所

保健所は、平時から所内及び圏域の関係機関との連絡・連携体制の構築を図り、必要に応じて連携を強化するための訓練・研修を行う。